

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、さぬき市が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（ため池整備事業）大笹下地区）を行うことについて平成19年4月17日同意した。

平成19年4月27日

香川県知事 真 鍋 武 紀